

理 由

最近における農業及び農業協同組合等をめぐる諸情勢の変化等に対応して、農業協同組合等の健全な発展を図るため、農業協同組合及び農業協同組合連合会が行う共済事業並びに農業信用基金協会が行う事業の健全な運営を確保するための措置等を講ずるとともに、農業協同組合等の事業基盤の強化を図るための合併等に関する規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。